

令和3年度船橋市障害者就労施設等からの物品等の  
調達推進を図るための方針

令和3年5月31日制定

1 目的

障害者就労施設等の受注の機会を確保するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）について、必要な事項を定める。

2 定義

調達方針における用語の意義は、法の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、市が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業所等
  - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
  - イ 就労移行支援事業所
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う施設に限る。）
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づき、国又は地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条に規定する事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（次に掲げる要件を全て満たすもの）
    - (ア) 障害者の雇用数が5人以上であるもの
    - (イ) 障害者の割合が従業員の20%以上を占めるもの
    - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割

合が30%以上であるもの

- (4) 障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者及び在宅就業支援団体
- (5) 共同受注窓口

5 調達する物品等及び目標  
別紙に定めるとおりとする。

6 調達方針の推進

物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、毎事業年度の終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表する。

8 その他留意すべき事項

- (1) 法の趣旨に鑑み、物品及び役務の調達のほか、障害者就労施設等及び障害者就労支援関係団体等が実施する販売のためのスペースの確保等、障害者の自立及び就労の促進に資する取組みについても総合的な支援をするよう努めるものとする。
- (2) 市内の各障害者就労施設等から調達可能な物品及び役務の情報を本市のホームページに掲載し、周知に努める。

## 別紙

## 調達目標

	品目	具体例	目標
物 品	事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍など	259,400円
	食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、野菜など	
	小物雑貨	衣服、木工品・刺繍品・陶磁器、ガラス製品、記念品、花苗など	
	その他物品	机・テーブル、椅子、ロッカー、車椅子、点字ブロックなど	
役 務	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒印刷など	26,643,250円
	クリーニング	クリーニング・リネンサプライなど	
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など	
	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど	
	飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など	
	その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装、洗浄、解体、印刷物折り、資源回収・分別など	
合 計			26,902,650円